

# 奈良市公報

第 254 号

平成22年3月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規 則

○奈良市会計規則の一部を改正する規則..... 1

○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

○奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 4

### 告 示

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 4

○予防接種の実施の一部改正..... 5

○一般競争入札の実施..... 5

○住居番号の設定..... 6

○道路の位置指定..... 6

○開発行為に関する工事の完了..... 6

○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 7

○放置自転車等の保管..... 7

○あやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更の認可..... 7

○放置自転車等の保管..... 8

○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出..... 8

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 8

○放置自転車等の処分..... 8

○個別外部監査契約の締結..... 9

○平成21年度市・県民税納税通知書の公示送達..... 9

○平成21年度奈良市一般会計補正予算の要領..... 9

○土地区画整理事業の施行の認可..... 10

○放置自転車等の保管(2件)..... 10

### 公 営 企 業

○一般競争入札の実施..... 10

○奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程..... 11

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定..... 11

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出..... 11

### 消 防

○奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程..... 12

### 教 育 委 員 会

○定期教育委員会の開催..... 12

### 選 举 管 理 委 員 会

○奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧..... 12

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧..... 12

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧..... 12

### 農 業 委 員 会

○奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程..... 13

○奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程..... 13

○農地部会の招集..... 13

### 正 誤

○正誤表..... 13

## 規 則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第4号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「1個の購入価格」を「1品又は1組の取得価格又は評価価格(以下「取得価格等」という。)」に、「10,000円」を「30,000円」に、「1個の価格」を「取得価格等」に改める。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月3日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月12日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第5号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第40号様式(表)中

事業所  
・勤務先  
の所在地

## 奈良市公報

第254号

平成22年3月1日  
(月曜日)

電 話	勤務先 ( )	番	自宅 ( )	番
-----	---------	---	--------	---

- 所得のなかつた方は、上記のほか世帯の状況と裏面の10の欄に記入してください。
- 市外に居住されている方は、上記のほか裏面の9の欄に記入してください。
- 事業所得、不動産所得のある方は、裏面に収支の内訳を記入してください。
- \*印の欄は記入しなくても差し支えありません。

## 1 世帯の状況（所得から差し引かれる金額等）

□ 配偶者控除		配偶者の氏名			
		(生年月日) 年 月 日			
□扶養控除		(収入金額 円)			
		配偶者の合計所得金額 円			
扶 養 控 除	氏 名		続柄	同居又 は別居	生 年 月 日
				同・別	年 月 日
				同・別	年 月 日
				同・別	年 月 日
				同・別	年 月 日
				同・別	年 月 日
別居の控除対象 配偶者・扶養親族の氏名・住所		氏名 住所			
		氏名 住所			
□障害者控除		氏名 ( 級 )	障害者控除 対象者認定書	□障害者 □特別障害者	
		氏名 ( 級 )	障害者控除 対象者認定書	□障害者 □特別障害者	
事業所 ・勤務先 の所在地	TEL ( ) -				
自宅TEL (携帯)	( ) -				

- 所得のなかつた方は、上記のほか世帯の状況と裏面の10の欄に記入してください。
- 市外に居住されている方は、上記のほか裏面の9の欄に記入してください。
- 事業所得、不動産所得のある方は、裏面に収支の内訳を記入してください。

## 1 世帯の状況（所得から差し引かれる金額等）

<input type="checkbox"/> 配偶者控除		配偶者の氏名 (生年月日) 年 月 日			に改め、同様式（分離課税等）	
<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除		(収入金額 円) 配偶者の合計所得金額 円				
扶養控除	氏 名		続柄	同居又は別居		生 年 月 日
				同・別		年 月 日
				同・別		年 月 日
				同・別		年 月 日
				同・別	年 月 日	
別居の控除対象 配偶者・扶養親族の氏名・住所		氏名 住所				
		氏名 住所				
<input type="checkbox"/> 障害者控除		氏名	身体・精神・療育等・戦傷病者（ 級） 障害者控除対象者認定書		<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者	
		氏名	身体・精神・療育等・戦傷病者（ 級） 障害者控除対象者認定書		<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者	

用) を次のように改める。

年度分市民税申告書（分離課税等用）			整理番号	電話番号
フリガナ		生 年 月 日		
氏 名		・	・	電話番号

## 2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円

1 収入金額	短期譲渡	一 般 分	円
		軽 減 分	
	長期譲渡	一 般 の 譲 渡	
		優良住宅地等に係る譲渡	
	株式等の譲渡	居住用財産の譲渡	
		未 公 开 分	
		上 場 分	

この申告書（分離課税等用）は、

## 奈良市公報

第254号

平成22年3月1日  
(月曜日)

市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

特例適用条文	
--------	--

## 3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必 要 経 費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	

特例適用条文	
--------	--

## 4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	・	円	円
	・		
	・		

上場株式等の配当			
先 物 取 引			
5 所 得 金 額	短 期 譲 渡	一 般 分	円
	長 期 譲 渡	軽 減 分	
	株 式 等 の 譲 渡	一 般 の 譲 渡	
		優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	
		居 住 用 財 産 の 譲 渡	
	未 公 開 分		
	上 場 分		
	上場株式等の配当		
	先 物 取 引		

## 6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

## 7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額		B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
	円	円	円	円	円	円	円
退 職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)	円
	円	年 (年 月間)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円	円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成22年2月12日掲示済)

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年2月12日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市規則第6号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例(平成21年奈良市条例第50号)の施行期日は、平成22年3月23日とする。

## 附 則

- 3 供用を開始する排水施設の位置

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年2月12日掲示済)

## 告 示

## 奈良市告示第41号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年2月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年2月1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成22年2月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市中町、中山町、二条町三丁目、三条大宮町及び三条川西町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
------	-----	-----

桜川幹線-45	奈良市中町2106-7	奈良市中町2111-2
押熊第2幹線-66	奈良市中山町1755-16	奈良市中山町1757-1
佐保川幹線-5	奈良市二条町三丁目90-3	奈良市二条町三丁目90-3
三条幹線-66	奈良市三条大宮町373-4	奈良市三条大宮町374-5
三条幹線-67	奈良市三条大宮町373-5	奈良市三条大宮町371-8
都跡幹線-312	奈良市三条川西町421-9	奈良市三条川西町420-21

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成22年2月1日掲示済)

**奈良市告示第42号**

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成22年2月1日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成22年2月1日掲示済)

**奈良市告示第43号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年2月1日

奈良市長 仲川元庸

**1 入札に付する事項**

奥柳登美ヶ丘線街路改良工事ほか44件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

（入札参加者に必要な資格）

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用

関係にある主任技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

**3 設計図書等を示す日時及び場所****(1) 日時**

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

**(2) 場所**

告示日から平成22年2月4日までは閲覧コーナー、同月5日以降は監理課窓口

**4 開札の場所**

奈良市役所入札室

**5 開札の日時**

別表のとおり

**6 入札保証金に関する事項**

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

**7 郵便入札に関する事項**

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

**(4) 郵便入札の無効**

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違ひのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法

	<p>によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 郵便入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成22年2月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成22年2月5日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項 (1) 電子入札の入札参加申請期間 平成22年2月1日から2月4日までの午前9時から午後5時まで (2) 電子入札の参加確認通知日 平成22年2月5日までに入札参加申請者に通知します。 (3) 入札書の提出期間 平成22年2月8日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ その他市長の定める入札条件に違反した入札 (5) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>11 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。 (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>奈良市総務部監理課 別表省略 (平成22年2月1日掲示済)</p> <p>奈良市告示第44号 奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。 平成22年2月1日 奈良市長 仲川元庸 次のとおり省略 (平成22年2月1日掲示済)</p> <p>奈良市告示第45号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。 平成22年2月2日 奈良市長 仲川元庸</p>
申請者住所	奈良市六条二丁目7番16号 六条二丁目5番19号
申請者氏名	上田 弥喜夫 ヤブウチ建設株式会社 代表取締役 菅内 和雄
道路の位置	奈良市六条二丁目1126番4及び1129番1の一部
道路の幅員	最大4.50m 最小4.50m
道路の延長	23.312m
指定年月日	平成22年2月2日
指定番号	第21012号

(平成22年2月2日掲示済)

	<p>奈良市告示第46号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成22年2月2日 奈良市長 仲川元庸</p>
1	許可の年月日及び番号 平成21年4月28日 奈良市指令都整開 第09A-6号 平成22年1月13日 奈良市指令都整開 第09A-6-1号
2	検査済証の交付年月日及び番号 (1) 開発行為 平成22年2月2日 第1202号

(2) 公共施設 平成22年2月2日 第536号
3 開発区域に含まれる地域 奈良市五条畷一丁目1124番1の一部及び1130番2の一部
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市六条二丁目5番19号 ヤブウチ建設株式会社 代表取締役 藤内 和雄
5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市五条畷一丁目1124番1の一部及び1130番2の一部 (2) 下水道 奈良市五条畷一丁目1124番1の一部 (3) 管路敷 奈良市五条畷一丁目1124番1の一部
(平成22年2月2日掲示済)

**奈良市告示第47号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年2月3日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	吉田 忠 奈良市藤原町157番地の4	筒井 康悦 奈良市藤原町217番地

## 2 変更の年月日

平成22年1月17日

(平成22年2月3日掲示済)

**奈良市告示第48号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月4日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成22年2月4日

## 3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで
7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
8 連絡先 奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表 (平成22年2月4日掲示済)

**奈良市告示第49号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定によりあやめ池土地区画整理事業の事業計画の変更（第3回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年2月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称  
あやめ池土地区画整理事業
- 2 施行者の住所及び名称  
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号  
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間  
平成20年2月29日から平成22年12月31日まで
- 4 施行地区  
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目及びあやめ池南二丁目の各一部
- 5 事務所の所在地  
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日  
平成20年2月29日
- 7 規準及び事業計画の変更（第1回）認可年月日  
平成20年12月22日
- 8 事業計画の変更（第2回）認可年月日  
平成21年10月27日
- 9 事業計画の変更（第3回）認可年月日  
平成22年2月4日
- 10 事業年度

## 奈良市公報

平成22年3月1日  
(月曜日)

第254号

毎年4月1日より翌年3月31日まで  
11 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示する。  
(平成22年2月4日掲示済)

## 奈良市告示第50号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月5日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成22年2月5日  
3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成22年2月5日掲示済)

## 奈良市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年2月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
近鉄スマイルあやめ池ケアセンター	奈良県奈良市あやめ池北二丁目4-17	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年1月31日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目1番13号		

(平成22年2月9日掲示済)

## 奈良市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年2月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
カームネススマイル	奈良県奈良市朱雀五丁目20-6ガーデンシティ201	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年2月1日
株式会社カームネススマイル	奈良県奈良市朱雀五丁目20-6ガーデンシティ201		
近鉄スマイルあやめ池ケアプランセンター	奈良県奈良市あやめ池北二丁目1-1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年2月1日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪府東大阪市瓜生堂三丁目1-13		

(平成22年2月9日掲示済)

## 奈良市告示第53号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年2月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成22年2月23日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成21年11月2日、同月6日、同月10日、同月13日、  
同月15日、同月17日、同月19日、同月22日、同月25日か  
ら27日まで、同月30日。

(平成22年2月9日掲示済)

**奈良市告示第54号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第4項で準用する同法第252条の39第5項の規定により、次のとおり個別外部監査契約を締結したので、同条第9項の規定により告示します。

平成22年2月10日

奈良市長 仲川元庸

1 個別外部監査契約の期間

平成21年12月18日から平成22年3月31日まで

2 地方自治法第252条の41第2項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項

奈良市宅地造成事業費特別会計の経営に関する事務の執行について

3 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大西 寛文

住所 豊中市上野東三丁目13番59号

5 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(平成22年2月10日掲示済)

**第1表 歳入歳出予算補正****歳 入**

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 16,884,282	千円 16,000	千円 16,900,282
	2 国庫補助金	1,976,550	16,000	1,992,550
歳 入 合 計		128,533,380	16,000	128,549,380

**歳 出**

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 41,685,537	千円 16,000	千円 41,701,537
	2 児童福祉費	12,885,517	16,000	12,901,517
歳 出 合 計		128,533,380	16,000	128,549,380

(平成22年2月10日掲示済)

**奈良市告示第57号**

土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の施行の認可をしたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年2月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称  
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）
- 2 施行者の住所及び名称  
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号  
名称 近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間  
平成22年2月12日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区  
奈良市押熊町、二名町の各一部
- 5 事務所の所在地  
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日  
平成22年2月5日
- 7 事業年度  
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示する。

(平成22年2月12日掲示済)

**奈良市告示第58号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成22年2月12日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年2月15日掲示済)

**奈良市告示第59号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成22年2月15日
- 3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成22年2月15日掲示済)

**公営企業****奈良市水道局告示第3号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年2月1日

奈良市水道事業管理者  
福村圭司

- 1 入札に付する事項  
舗装、市内右京三丁目～四丁目地内ほか6件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
  - (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所  
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所

<p>水道局 4階 大会議室(北側)</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留</li> <li>(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日</li> <li>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</li> <li>(4) 郵便入札の無効           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</li> <li>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</li> <li>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</li> <li>エ 入札書に記名押印のない入札</li> <li>オ 入札金額を訂正した入札</li> <li>カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札</li> <li>キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</li> <li>ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書</li> </ul> </li> </ul> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成22年2月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。</p> <p>9 入札参加資格の審査及び決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</li> <li>(2) 入札参加者の決定通知 平成22年2月5日までに入札参加申請者に通知します。</li> </ul> <p>10 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</li> <li>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</li> <li>(3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223</li> </ul> <p>別表省略 (平成22年2月1日掲示済)</p>	<p><b>奈良市水道局管理規程第1号</b></p> <p>奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成22年2月12日</p> <p>奈良市水道事業管理者 福村圭司</p> <p>奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程 奈良市水道局公用車管理規程（昭和48年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。</p> <p>第9条中「第74条の2第2項」を「第74条の3第4項」に改める。</p> <p>附 則 この規程は、公布の日から施行する。 (平成22年2月12日掲示済)</p>															
<p><b>奈良市水道局告示第4号</b></p> <p>奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。</p> <p>平成22年2月12日</p> <p>奈良市水道事業管理者 福村圭司</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代表者氏名</th> <th>所 在 地</th> <th>指定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アステック株式会社</td> <td>代表取締役 東田吉博</td> <td>奈良県生駒市小瀬町34番地9</td> <td>平成22年2月1日</td> </tr> <tr> <td>南設備</td> <td>寺南良彦</td> <td>奈良県生駒郡安堵町大字東安堵358番地</td> <td>平成22年2月5日</td> </tr> <tr> <td>KUREA</td> <td>吉井稔彦</td> <td>奈良市六条西一丁目12番11号</td> <td>平成22年2月5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成22年2月12日掲示済)</p>	名称	代表者氏名	所 在 地	指定日	アステック株式会社	代表取締役 東田吉博	奈良県生駒市小瀬町34番地9	平成22年2月1日	南設備	寺南良彦	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵358番地	平成22年2月5日	KUREA	吉井稔彦	奈良市六条西一丁目12番11号	平成22年2月5日
名称	代表者氏名	所 在 地	指定日													
アステック株式会社	代表取締役 東田吉博	奈良県生駒市小瀬町34番地9	平成22年2月1日													
南設備	寺南良彦	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵358番地	平成22年2月5日													
KUREA	吉井稔彦	奈良市六条西一丁目12番11号	平成22年2月5日													
<p><b>奈良市水道局告示第5号</b></p> <p>奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。</p> <p>平成22年2月12日</p> <p>奈良市水道事業管理者 福村圭司</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代表者氏名</th> <th>所 在 地</th> <th>届出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社 大和土建</td> <td>代表取締役 大東俊郎</td> <td>奈良市日笠町350番地の1</td> <td>平成22年2月1日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	代表者氏名	所 在 地	届出日	株式会社 大和土建	代表取締役 大東俊郎	奈良市日笠町350番地の1	平成22年2月1日								
名称	代表者氏名	所 在 地	届出日													
株式会社 大和土建	代表取締役 大東俊郎	奈良市日笠町350番地の1	平成22年2月1日													

丹甫管工	下間 順信	奈良市西紀寺町45	平成22年 2月5日
------	-------	-----------	---------------

(平成22年2月12日掲示済)

## 消防

### 奈良市消防局長告示第1号

#### 全職員

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年2月12日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市消防長告示第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)」を「奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)」に改める。

#### 附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月12日掲示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第2号

平成22年2月定期教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成22年2月12日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

#### 1 日 時

平成22年2月17日(水) 午前10時から

#### 2 場 所

奈良市立伏見小学校 2階会議室

#### 3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成21年度3月補正予算要求について
  - (2) 平成22年度経常・政策経費予算要求内示額について
  - (3) 平成22年度奈良市教育目標について
  - (4) 平成22年度奈良市立幼稚園教員採用候補者選考試験結果について
  - (5) 平成22年度奈良市立学校教員(30人学級、児童生徒支援市費講師)採用候補者選考試験結果について
- 議事  
議案第80号 平成21年度奈良市立幼稚園修了式並びに

奈良市立小・中・高等学校卒業式における告辞等について

議案第81号 奈良市指定文化財の指定について

議案第82号 奈良市指定文化財の指定解除について

議案第83号 奈良市公民館条例の一部を改正する条例

議案第84号 奈良市社会教育委員の委嘱について  
その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1  
月～2月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成22年2月12日掲示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成22年1月1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成22年2月23日から平成22年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年2月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 玉永進

#### 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成22年2月1日掲示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成22年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年3月3日から平成22年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年2月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 玉永進

#### 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成22年2月1日掲示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成22年3月3日から平成22年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成22年2月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 玉永進

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選舉管理委員会事務局内

(平成22年2月1日掲示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年2月1日

奈良市農業委員会長 大西崇夫

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会規程(昭和32年奈良市農業委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第14条農地係の部分の第2号中「基く」を「基づく」に改め、同部分の第6号中「小作契約」を「賃貸借契約」に改める。

第19条第2項中「第15条の4第2項」を「第14条第2項」に、「第15条の4第1項」を「第14条第1項」に、「第15条の4の」を「第14条の」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

(平成22年2月1日掲示済)

### 奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年2月1日

奈良市農業委員会長 大西崇夫

奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市農業委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)」を「奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年2月1日掲示済)

### 奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成22年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成22年2月5日

奈良市農業委員会

農地部会長 右原正卓

1 日時

平成22年2月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地の公売に係る買受適格証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 知事許可について(1月許可分)

(平成22年2月5日掲示済)

## 正

## 誤

平成22年1月1日付け奈良市公報第252号

ページ	段	行	誤	正
25	左	17	附 則	<p>別記第1号様式中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。 別記第2号様式中「(第2条・第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。 附 則</p>

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。